



平 監 発 第 4 5 号
令和 4 年 2 月 2 4 日

小平市長 小 林 洋 子 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 中 江 美 和
(公印省略)

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 補助金交付団体監査

令和2年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行

補助金交付団体	所管部課
公益財団法人 小平市文化振興財団	地域振興部 文化スポーツ課

(2) 指定管理者監査

令和2年度の公の施設管理に係る事務の執行及び管理運営状況

指定管理者	所管部課
公益財団法人 小平市文化振興財団 (小平市民文化会館及び小平ふるさと村)	地域振興部 文化スポーツ課
日本環境クリアー 株式会社 (有料自転車駐車場(花小金井駅北・南・東))	都市開発部 交通対策課

3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、以下の着眼点により実施した。

(1) 補助金交付団体監査

【所管部課】

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

【補助金交付団体】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

(2) 指定管理者監査

【所管部課】

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨は達成されているか。
- ② 指定管理者の指定及び協定書の締結は適正に行われているか。
- ③ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ④ 業務の履行確認は、事業報告書によりなされているか。

【指定管理者】

- ① 施設の管理運営業務は、協定書等に基づき適切に実施されているか。
- ② 施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ③ 利用促進のための努力はなされているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。

4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和3年11月15日から令和4年1月27日まで

6 監査の結果

監査の結果については、以下に述べるとおりである。

公益財団法人 小平市文化振興財団

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

公益財団法人小平市文化振興財団運営費に助成することにより、地域の文化・芸術の振興と活性化を図ることを目的とする。

② 補助金の概要（令和2年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平市文化振興財団運営費補助金 (1) 財団の運営に要する経費の一部	1,545,000 円	1,545,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課（地域振興部 文化スポーツ課）に対する監査の結果

上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

公益財団法人 小平市文化振興財団
(小平市民文化会館及び小平ふるさと村)

(1) 指定管理業務の概要

① 指定管理者の名称

公益財団法人 小平市文化振興財団

② 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

③ 指定管理業務の内容

小平市民文化会館の管理に関する業務のうち次に掲げるもの

ア 芸術文化の振興に関する業務

イ 小平市民文化会館の施設の提供に関する業務

ウ 市民の芸術文化活動の振興のために必要な事業に関する業務

エ 小平市民文化会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

オ 小平市民文化会館及び附属設備等の使用料の収納に関する業務

カ 小平市民文化会館及び附属設備等の使用の承認をすること

キ 使用料を減額し、又は免除すること

ク 小平市民文化会館及び附属設備等に特別の設備を施し、又は附属設備等以外の器具の使用を承認すること

ケ 使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止すること

コ その他市長が定める業務

小平ふるさと村の管理に関する業務のうち次に掲げるもの

ア 郷土の歴史、民俗等に関する資料(建造物を含む。)を展示し、一般の見学に供すること

イ 郷土の生活習慣、芸能、工芸等に関する普及啓発に関すること

ウ 小平ふるさと村の施設の提供に関すること

エ その他郷土文化の理解、継承及び発展を図る目的を達成するために必要な事業に関する業務

オ 小平ふるさと村の施設及び設備の維持管理に関する業務

カ 小平ふるさと村の見学を制限すること

キ 古民家等の利用を承認すること

ク 古民家等に特別な設備を設け、又は変更を加えることを承認すること

ケ 利用の承認を取り消し、又は利用の条件を変更し、若しくは利用を停止させること

コ その他市長が定める業務

④ 指定管理料 (令和2年度) 411,919,184円 (小平市民文化会館)

38,706,267円 (小平ふるさと村)

(2) 監査の結果

① 指定管理者に対する監査の結果

上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課（地域振興部 文化スポーツ課）に対する監査の結果

上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

ア 指定管理者が管理をしている備品について、廃棄したにもかかわらず備品台帳の修正をしていないものが見受けられた。適正に処理されたい。

日本環境クリアー 株式会社
(有料自転車駐車場 (花小金井駅北・南・東))

(1) 指定管理業務の概要

- ① 指定管理者の名称
日本環境クリアー 株式会社
- ② 指定期間
平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
- ③ 指定管理業務の内容
有料自転車駐車場の管理に関する業務のうち次に掲げるもの
ア 有料自転車駐車場の使用料の収納に関する業務
イ 有料自転車駐車場の利用の承認をすること
ウ 有料自転車駐車場の利用の承認を取り消すこと
エ 使用料を減額し、又は免除すること
オ その他市長が定める業務
- ④ 指定管理料 (令和2年度) 25,836,800円

(2) 監査の結果

- ① 指定管理者に対する監査の結果
上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- ② 所管部課 (都市開発部 交通対策課) に対する監査の結果
上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。